

シンガポール証券取引所上場に関する Q&A

①	Q: 本件上場により、会社株式を SGX に上場する背景はどんなものですか。 A: 当社は、不動産金融マーケットにおける目覚ましいグローバル化に鑑み、グローバルマーケットへの進出推進を中期的戦略の一つと位置づけております。事業活動においては、当社は、平成 24 年 1 月に、シンガポールに当社子会社である Tosei Singapore Pte.Ltd. を設立し、11 月には米国ニュージャージー州に本部を置く NAI Global メンバーシップに加盟するなどの施策を進めてまいりました。本件上場は、このような事業活動の展開における上記戦略の一環としてのものであり、東南アジアの投資市場での当社の事業に対する理解の深化とプレゼンスの向上を図ることを目的としております。本件上場に伴い、投資家に対して、シンガポール市場を通じて、適切かつ十分な当社の企業情報の開示、具体的には国際会計基準（IFRS）での決算開示、英文での適時開示等を行ってまいります。
②	Q: セカンダリー上場とは何ですか。 A: セカンダリー上場とは、主たる取引所の上場維持を前提として、セカンダリー上場を行う予定の取引所に株式を上場することをいいます。当社は、東京証券取引所を主たる取引所として上場を維持したまま、SGX への重複上場を行ってまいります。当社は、セカンダリー上場後も、東京証券取引所の上場規則を遵守してまいります。なお、当社は、原則としては SGX の継続上場要件に従う必要はありませんが、SGX はかかる継続上場要件に関しての一定の条件を当社に課しています。
③	Q: 「イントロダクション方式」による上場とは何ですか。 A: 「イントロダクション方式」による上場とは、上場に際して新株式の発行等が行われない方式による上場であります。したがって、本件上場に際して、当社の新株式の発行等は行われません。なお、当社が、上場後の適切な時期に、シンガポール域内等において当社株式の募集を行うまでは、SGX において当社株式を取引することはできません。下記④もご参照ください。
④	Q: 日本国内の投資家は、SGX において会社株式を売買することができますか。 A: 当社がシンガポール域内等において当社普通株式の募集を行うまで、SGX における当社株式の売買はできません。かかる当社普通株式の募集は、SGX の上場規程上、上場日から 3 ヶ月後の日以降に実施することができるものとされております。下記⑦もご参照ください。当社株式の流通が開始された後、取扱可能な現地の証券会社等を通じて売買を行うために必要な諸手続きを経ることで、日本国内の投資家でも SGX において当社株式の売買が可能となります。
⑤	Q: 会社株式が直ちに SGX で流通しない場合でも、適用会計基準を国際会計基準（IFRS）にすることが必要ですか。 A: 「イントロダクション方式」による上場であっても、SGX への上場要件として IFRS、USGAAP 又はシンガポール会計基準に調整した財務諸表が必要となります。当社は、かかる要請に対応するため、当社グループの連結財務諸表及び連結計算書類について、2012 年 12 月より従来の日本会計基準に替えて国際会計基準を適用することを決定いたしました。
⑥	Q: 当初、本件上場に伴い海外募集を行うことを予定されていましたが、その後海外募集を中止したことによる会社グループの今期業績への影響はありますか。 A: 平成 25 年 11 月期連結業績への影響は軽微であり、海外募集中止による業績見通しの変更はございません。
⑦	Q: 今後、シンガポールにおける資金調達の予定はありますか。 A: 当社は、上場後の適切な時期に、シンガポール域内等において当社普通株式の募集を行うことについて、SGX に対して表明をしております。かかる当社普通株式の募

	集は、SGX の上場規程に従い、上場日から 3 ヶ月後の日以降において実施することができるものとされており、日本法及びシンガポール法上必要な承認等が得られること、届出等が実施されること及び市場環境その他の諸事情が整っていることを条件として、上場日から 15 ヶ月以内に実施することを目途としております。但し、現時点において、かかる当社普通株式の募集に関して具体的に決定された事項はありません。
--	---